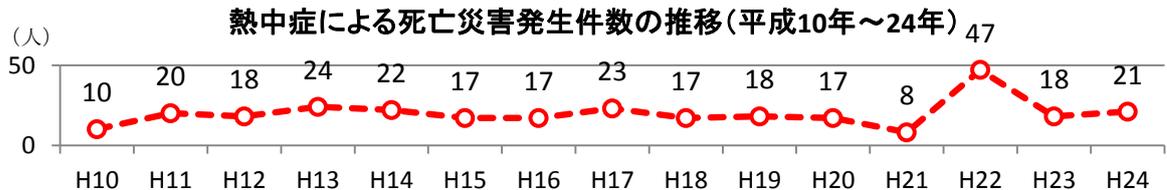


熱中症予防対策について

平成24年の熱中症による死亡災害発生数の概要(全国)

平成24年に発生した熱中症による死亡災害21件の災害発生時期は、7月中旬に2件、7月下旬に9件、8月上旬に3件、8月中旬に5件、8月下旬に1件、9月上旬に1件となっている。

このうち、WBGT値(暑さ指数)を測定していなかった割合は約8割で、残り2割においても測定したWBGT値についてWBGT基準値に基づく評価等を行っていなかった。また、熱への順化期間(熱に慣れ当該環境に適応する期間)の設定は、全件においてなされていなかった。さらに、自覚症状にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取を指導していなかった割合は約9割、休憩場所が整備されていなかった割合は約6割であった。



熱中症予防対策

① WBGT値(暑さ指数)の活用

事前にWBGT予測値、高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行う。

② 熱中症予防対策

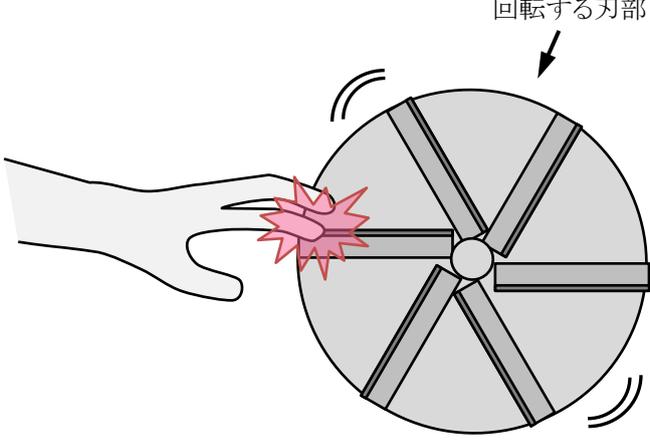
- 作業環境管理 … WBGT値の低減(直射日光・照り返しを遮る施設、通風・冷房設備の設置など)、休憩場所の整備(冷房完備の休憩室、氷、シャワーを備える等)など
- 作業管理 … 作業時間の短縮、熱への順化期間の設定、水分・塩分の摂取、涼しい服装、作業中の巡視など
- 健康管理 … 健康診断結果に基づく対応、朝礼時体調確認、作業中の健康状態・身体状況の確認
- 労働衛生教育 … 熱中症予防に関する知識の習得
- 救急措置 … 緊急連絡網の作成・周知、救急措置(応急処置)の徹底

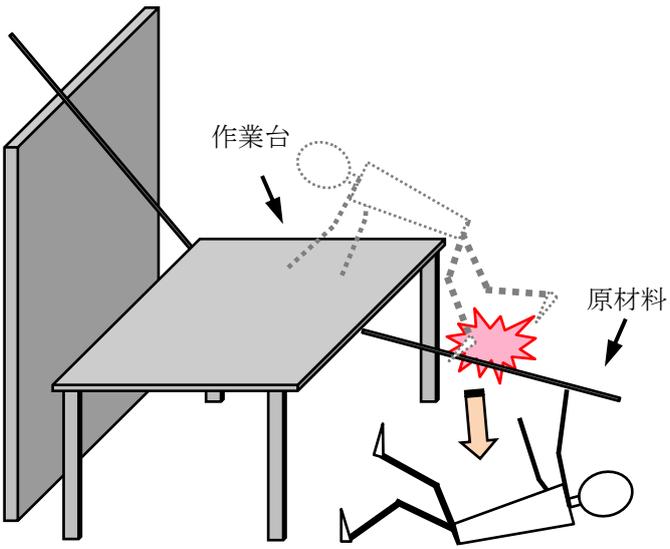
平成25年における主要な業種別労働災害発生状況(6月末現在)

業種別	平成25年 (速報値)	前年同時期	増減数	増減率	構成率
全産業	127 (2)	113	14 (2)	12.4%	100.0%
製造業	43 (1)	44	-1 (1)	-2.3%	33.9%
食料品	6	8	-2	-25.0%	4.7%
パルプ等	4	1	3	300.0%	3.1%
窯業土石	16 (1)	14	2 (1)	14.3%	12.6%
機械金属等	11	16	-5	-31.3%	8.7%
建設業	27 (1)	7	20 (1)	285.7%	21.3%
土木工事	9	1	8	800.0%	7.1%
建築工事	13 (1)	4	9 (1)	225.0%	10.2%
運送業	8	14	-6	-42.9%	6.3%
陸上貨物	8	13	-5	-38.5%	6.3%
商業等	45	46	-1	-2.2%	35.4%
小売業	9	7	2	28.6%	7.1%
社会福祉	4	8	-4	-50.0%	3.1%
ゴルフ場	12	12	0	0.0%	9.4%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		回転する刃部に手指が巻き込まれる									
業種	製造業	職種	作業員	年齢	10代	性別	男	災害程度	休業見込み	経験	1年
発生状況	紙を製造する機械から出た切れ端を処理する機械に切れ端が詰まったため、機械を停止せず、点検口のフタを外して手を入れたため、機械の内部で回転している刃部に手指を巻き込まれた。					事故の型	はさまれ・巻き込まれ	起因物	その他の一般動力機械		
	発生原因					<p>・機械に詰まった切れ端を取り除く作業を行う時に機械を停止していなかったこと。</p> 					
再発防止策					<p>・機械の掃除、点検、給油等を行う時は、必ず機械を停止し、他の者が操作しないように機械の操作部に「掃除中」等である旨を表示する。 ・機械の掃除、点検、給油等の作業を安全に行うための作業手順書を作成し、作業手順どおりに作業が実施されるする周知徹底する。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。</p>						

災害発生概要		作業台から降りるときに転倒する									
業種	製造業	職種	作業員	年齢	20代	性別	男	災害程度	休業見込み	経験	7か月
発生状況	高さ約1メートルの作業台に上り、機械に供給する原材料の不具合を解消し、昇降設備を使用せず、作業台から後ろ向きで地面へ直接降りようとしたとき地面に着こうとした足が供給する原材料の上のり、姿勢を崩して墜落した。					事故の型	墜落・転落	起因物	はしご等(作業台)		
	発生原因					<p>・作業台から昇降設備を使用せず、降りようとしたこと。</p> 					
再発防止策					<p>・墜落するおそれのある高さの作業台から降りるときは、必ず昇降設備を使用して昇降するよう周知徹底する。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。</p>						